

アフター万博におけるひょうごの魅力発信事業 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨・目的

令和8年10月に神戸で開催される公益社団法人日本青年会議所第75回全国大会神戸大会において、一般社団法人神戸青年会議所（以下「神戸JC」という。）が企画する記念事業と連動し、県内外の来場者に対し、ひょうご五国の魅力を広く発信することを目的として、本県のひょうごフィールドパビリオン等を活用した「ひょうごの魅力発信イベント（仮称）」を開催する。

本業務の委託に当たり、前述のイベントの事業趣旨を実現するとともに、効率的かつ効果的な運営計画等の策定、円滑な運営準備及びイベント運営等を確実に実施するため、公募型プロポーザル方式により、本業務を委託する事業者（以下「事業実施団体」という。）を募集する。

2 応募資格

業務を委託するための公募型プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体等であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 応募書類（5（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 委託内容

別紙「アフター万博におけるひょうごの魅力発信事業 委託業務仕様書」のとおり。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

(2) 委託料

19,757千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

※企画提案書に記載する提案内容については、公募型プロポーザルの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

5 応募

(1) 募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年3月5日（木）16時まで

(2) 応募書類及び部数

- ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・正1部・副9部
- ② 提案者概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・10部
- ③ 企画提案書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・10部
- ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・10部
- ⑤ 誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑥ 同種又は類似事業の実績の内容がわかるもの（指定様式なし）・・10部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・各1部
 - ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - イ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）
 - ウ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）
 - (ア) 消費税及び地方消費税に滞納のない証明
国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）
 - (イ) 全ての県税に滞納のない証明
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所が発行する「納税証明書（3）」
なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績が無い場合は、別添の誓約書（様式6）を提出すること。
 - エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - オ 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）
- ⑧ 動画サンプル（別紙1参照）・・・・・・・・・・・・・・1点
 - ※ 提案内容に動画制作が含まれる場合のみ提出
 - ※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑨ 共同事業体協定書兼委任状（様式7）・・・・・・・・・・・・・・正1部・副9部
 - ※ 共同事業体等複数者から成る組織による参加の場合

(3) 提出方法

- ① 持参又は郵送により上記（2）①～⑦を令和8年3月5日（木）16時（必着）までに提出すること。
 - ※ 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。
 - ※ 持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から16時（12～13時を除く）とする。
- ② 上記（2）⑧の動画サンプルについては、USBメモリ及びパソコンに保存し、プレゼンテーション審査時に持参すること。（日時は別途通知）

(4) 提出先

12に記載の事務局

(5) 内容についての質問等

- ① （別紙2）の質問書により、令和8年2月25日（水）16時までに電子メールにより事務局へ提出すること。
 - ※ 電子メールのタイトルを「【質問】ひょうごの魅力発信」とすること。
- ② 回答は、令和8年3月2日（月）までに回答する。（関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。）

(6) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、本公募型プロポーザルの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、非公開とする。なお、採用された企画提案書、団体名等については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。
- ⑤ 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。その場合は、代表となる法人を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負う。なお、当該共同事業体の各構成員が「2 応募資格」を全て満たすことを必要とする。

本公募型プロポーザルに対し同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

代表となる法人及び共同事業体を構成する法人の変更は、原則として認めない。ただし、共同事業体を構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがある。

共同事業体等により参加する場合は、「5 (2) 応募書類」に定める「共同事業体協定書兼委任状」にグループを構成する法人間における出資等の相互連携関係及び役割分担を示した資料を添付して提出するとともに、提案者概要(様式2)、誓約書(様式5)、同種又は類似事業の実績の内容がわかるもの、添付書類ア～オについて、すべての構成員分を提出すること。

6 審査等

(1) 審査方法

- ① 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ、後日「アフター万博におけるひょうごの魅力発信事業公募型プロポーザル審査会」において内容を審査する。
- ② 公募型プロポーザル審査会の詳細は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。
- ③ 原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 事業趣旨の理解度 (目的、全国大会来訪者への波及効果等)・ イベント全体企画の妥当性 (会場構成、ゾーニング、動線計画が具体か、ステージ・ブース構成が現実的か、回遊性向上の仕掛けが工夫されているか、来場者へひょうご五国の魅力が伝わる内容となっているか等)・ ステージ企画力 (地域創生をテーマとしているか、地域性・話題性・集客性があるか、出演者の募集方法・タイムテーブルが現実的か、コンテンツの多様性・バランスが取れているか等)・ ブース企画力 (来場者が各ブースを幅広く回遊できる仕掛けができているか、出展者の募集方法が現実的か、コンテンツの多様性・バランスが取れているか等)・ 独自提案・付加価値 (仕様以上の創意工夫があるか、県施策への波及効果が期待できるか、将来展開につながる視点があるか等)
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制の妥当性 (組織体制図が明確であるか、統括責任者・主要担当者の役割分担が具体的か、現地運営、設営撤去、広報、調整業

	<p>務の責任者が整理されているか等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置の適切性 (想定規模に見合った人員数が配置されているか、設営・運営・広報・警備連携等の体制が十分か、突発対応 (荒天・事故・中止判断等) へのバックアップ体制があるか等) ・ 関係機関との調整体制 (県・神戸 JC・神戸市等との連絡調整体制が明確か、許認可対応の連携方法が具体か等) ・ 進行管理・リスク管理 (スケジュール管理方法 (工程表・マイルストーン) が示されているか、リスク洗い出しと対応策 (雨天、来場集中、感染症、交通障害等) が整理されているか、保険加入計画が妥当か等) ・ 運営計画・安全対策 (設営撤去計画が妥当か、来場者誘導・混雑対策が具体か、荒天時・中止時対応フローが整理されているか等)
広 報 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度調査・効果検証 (調査方法が具体的で実現可能か、回収率向上策が現実的か、分析・報告内容が県施策に活用可能な内容か等) ・ 誘客・広報戦略 (メディア・SNS 活用計画が具体的か、JC 大会との連動方法が明確か、来場者目標が設定されているか等)
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種・同規模イベント実績 (官公庁・自治体主催イベントの実績があるか、屋外大型イベント (数万人規模) の企画運営経験があるか) ・ 類似事業の内容 (観光 PR・地域振興イベントの実績があるか、メディア露出を伴う事業経験があるか、複数団体連携イベントの実績があるか、地域創生を目的とする事業実績があるか等) ・ 評価・成果 (過去事業の成果 (来場者数・満足度等) が示されているか、過去事業に対する発注者からの評価や表彰の実績等)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積の妥当性・積算根拠 (見積内訳が詳細で合理的か、人件費・機材費・制作費・広報費等の区分が明確か、仕様との整合性が取れているか等) ・ コストパフォーマンス (内容に対して価格が妥当か、過度な過小見積になっていないか等) ・ 法令遵守・コンプライアンス (個人情報管理体制が明確か、再委託管理方針が妥当か、暴力団排除条項等への理解が示されているか等)

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、参加者全員に対して、書面により通知する。

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業実施団体と提案事業の実施方法等について協議・

調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は県民躍動課において示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。
ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記 (1) により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 上記にかかわらず、事業の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。前金払いの金額は県が決定する。なお、実際に事業に要した経費が前金払いをした金額を下回った場合は、既支払額との差額について、返還を求める。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

11 留意事項

(1) 著作権等

- ① 本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- ② 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

(2) 契約不適合責任

- ① 契約不適合責任は、検収合格日から 1 年とする。
- ② 検収合格日より 1 年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、事業実施団体が更新作業を行うこと。

(3) その他

- ① 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との協議によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- ② 事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- ③ 本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- ④ 事業実施に際しては、県民躍動課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- ⑤ 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。
- ⑥ 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- ⑦ 機密の保持
事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ⑧ 個人情報の保護
事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。
- ⑨ 再委託
本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- ⑩ 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の会計検査の対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- ⑪ 令和9年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和9年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。
- ⑫ この募集要項に記載する内容については、公募型プロポーザルの対象となる調達にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力が生じる。

12 事務局

兵庫県県民生活部県民躍動課参画協働班 郷本
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
電話：078-362-3136
メール：kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp

13 参考（今後のスケジュール）

- ・募集期間 令和8年2月18日（水）～令和8年3月5日（木）16時
- ・プレゼンテーション審査 令和8年3月16日（月）（予定）
- ・受託者決定 令和8年3月下旬
- ・契約 令和8年4月1日（予定）